

雇用保険被保険者証 簡単解説ガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

雇用保険被保険者証とは

雇用保険に加入していることを証明する公的な書類です。通常、事業主を通じてハローワークから交付されます。

主な記載内容	被保険者番号（原則、転職しても変わらない11桁の番号）、氏名、生年月日、資格取得年月日、事業所名（略称）
被保険者番号の有効性	雇用保険に未加入の期間が7年以上続くと番号は抹消され、再就職時に新しい番号が付与されます。
保管	本人保管が推奨されていますが、会社が退職時まで保管するケースも見られます。

関連書類との違い

書類名	主な目的	いつ使うか（主な例）
雇用保険被保険者証	雇用保険加入の証明	転職時、教育訓練給付申請時
離職票 (1, 2)	失業手当（基本手当）受給申請	退職後
離職証明書	事業主が離職票発行のために提出	退職時（事業主→ハローワーク）
健康保険証	健康保険加入の証明（医療費）	医療機関受診時

必要となる主な場面

転職時	新しい勤務先が被保険者番号を確認し、雇用保険加入手続きを行うために提出します（番号が分かればコピーでも可の場合あり）。
教育訓練給付の申請時	厚生労働大臣指定講座の受講費用補助を申請する際に必要です。

紛失・未受領の場合

給与明細で雇用保険料が引かれているか確認し、勤務先に問い合わせましょう。紛失した場合、再発行が可能です。

申請場所	全国のハローワーク窓口		
申請方法	窓口 最速（原則即日）。申請書（窓口/HPで入手可）と本人確認書類を持参。	郵送 1～2週間程度。申請書、本人確認書類コピー、返信用封筒（切手貼付）が必要。	電子申請 (e-Gov) 24時間可能。事前準備（アカウント登録等）が必要。数日で電子交付。
本人確認書類	マイナンバーカード/運転免許証等（1点）、または公的医療保険証/住民票写し等（2点）。 代理人申請は委任状と代理人の本人確認書類も必要。		

加入要件

被保険者証が発行されるための現在の主な要件は以下2点です。

1 31日以上雇用見込みがあること

2 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

※所定労働時間（契約上の時間）で判断。役員、昼間学生（例外あり）等は原則対象外。